## 「みなかみ町猫閉じ込め放置事件」について 厳正かつ適切な処分を求める嘆願書

群馬県みなかみ町の空き家で、十数匹の猫を部屋に閉じ込め、餌を与えずに放置して死なせた として、令和2年7月8日に動物愛護法違反の疑いで46歳の男が逮捕された件に関しまして、厳正か つ適切なご判断をいただきたく嘆願いたします。

逮捕された男は、平成30年10月頃から昨年9月頃までの間、みなかみ町の空き家で猫十数匹を、餌や水を与えず糞尿を放置した状態で施錠しました。部屋の扉には釘が打ちつけられ開かないようになっていて、猫が部屋から出られない状況でした。

動物愛護の活動をしている地元のNPOが現地に入った時には、内部から23体の遺体が見つかりましたが、NPOが向かう前にも、多数の遺体が既に片づけられていたこと、また共食いや、数が特定できないほど形をとどめていない朽ちた遺体も多数あり、実際に死亡した猫の総数は50匹以上になると予想されます。長期間にわたり猫に餌と水を与えず扉を施錠し放置すれば、その後脱水や餓死することは容易に想像することが出来ます。本件は、死ぬことを想定しながら密室に意図的に閉じ込めた悪質極まりない虐待事件です。また糞尿の始末をしなかったことで、悪臭による周辺地域の衛生環境も損なわれました。

動物虐待は、人目につかない所や密室で行われると容易に発覚しません。また動物が被害を申告できないので認知が非常に困難です。そのため犯人を増長させ、動物虐待が繰り返される傾向にあります。動物虐待事件の適正な処分は今後繰り返される虐待行為の抑止にもなり、国民生活の安全にとって重要課題と言えます。

動物愛護管理法では、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物 を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動 物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

今年6月から厳罰化された動物虐待の罰則から逃れられるというような前例がないよう、本件の 重大な悪影響を十分御斟酌いただき、周辺住民の平和な市民生活の維持、男の再犯防止、同様の 事件の追随抑止のために、厳正かつ適切な処分をお願い申し上げます。

氏名	住所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

【送り先】 〒371-8550 前橋市大手町3-2-1 前橋地方検察庁御中